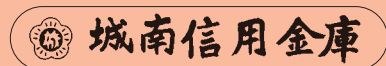


# 預金規定集

信頼の絆を大切にする



平成31年1月現在

## 金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品等の販売に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を致します。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を致します。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品等の販売に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

以 上

## 睡眠預金・休眠預金についてのご案内

- お手元に長い間ご使用になっていない預金通帳・証書はございませんか
- 当金庫では、長い間出し入れのない預金等を睡眠預金もしくは休眠預金として別管理させていただいております
- 預金通帳・証書の確認、ご本人が確認できる資料（運転免許証等）のご提示など、所定の手続により払戻いただけますので、いま一度ご確認をお願いします
- また、休眠預金等活用法にもとづく休眠預金となった場合でも、当金庫を通じて、引続き払戻いただけます
- なお、当金庫からのご連絡が届かなくなってしまう可能性がございますので、住所変更等のお届けもお忘れなく

# 目 次

●城南夢付き定期預金 “スーパードリーム” 規定	1
●城南自動継続夢付き定期預金 “スーパードリーム” 規定	5
●城南変動金利型複利定期預金 <small>ハイパーゆうちょ</small> “超優貯” 規定	9
●城南自由金利型定期預金 (M型) 規定 (城南スーパー定期規定)	13
●城南自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (城南自動継続スーパー定期規定)	19
●城南自由金利型定期預金規定 (城南ジャンボ規定)	25
●城南自動継続自由金利型定期預金規定 (城南自動継続ジャンボ規定)	29
●期日指定定期預金規定	34
●自動継続期日指定定期預金規定	38
●城南変動金利定期預金規定	42
●城南自動継続変動金利定期預金規定	46
●積立定期預金規定	51
●定期積金規定	55
●普通預金規定	59
●城南決済用普通預金 “あんしん口座” 規定	63
●城南総合口座取引規定	67
●城南ファミリー口座規定 (普通預金追加規定)	72
●城南ビジネス口座規定 (普通預金追加規定)	72
●城南キャッシュカード規定	73
●城南 IC キャッシュカードについて	77
●生体認証のご利用について	78
●個人情報保護法関連条項	80
●「印鑑レスサービス」取引規定	81
●本人確認装置による普通預金の払戻しに関する取引規定	83
●デビットカード取引規定	86
●城南スーパー通知預金規定	90
●納税準備預金規定	94
●振込規定	98

## 城南夢付き定期預金“スーパードリーム”規定

この預金はこの規定および城南夢付き定期預金“スーパードリーム”募集要領（以下「募集要領」といいます。）により取扱います。

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (懸賞金抽せん権)

- (1) この預金には10万円につき1本の懸賞金抽せん権をつけます。その抽せん番号は証書表面またはお取引報告書等（以下「証書表面等」といいます。）に記載のとおりとします。
- (2) 満期日以降、抽せん権はつきません。

### 3. (預金の支払時期)

この預金は、証書表面等に記載の満期日以後に支払います。

### 4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当店で返却します。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面等に記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金は満期日の前には解約できません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合には、利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 6. (懸賞金)

- (1) 証書表面等に記載の抽せん番号が当せんしたときは、募集要領に記載の等級に応じた懸賞金を満期日以後にこの預金および利息とともに支払います。
- (2) この預金は満期日の前には解約できません。当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合は、懸賞金抽せん権は失効します。ただし、抽せん日の翌営業日以後に解約する場所で、証書表面等に記載の抽せん番号が当せんしているときは、懸賞金をこの預金および利息とともに支払います。

### 7. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者

- ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

**8. (通知等)**

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

**9. (届出事項の変更、証書の再発行等)**

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

**9 - 2. (成年後見人等の届出)**

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

**10. (印鑑照合)**

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

**11. (譲渡、質入れの禁止)**

- (1) この預金、証書、懸賞金抽せん権または懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- (3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽せん権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。

**12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

### 14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

#### 15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。  
以 上

## 城南自動継続夢付き定期預金“スーパードリーム”規定

この預金はこの規定および城南夢付き定期預金“スーパードリーム”募集要領（以下「募集要領」といいます。）により取扱います。

### 1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第7条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2.（懸賞金抽せん権）

(1) この預金には10万円につき1本の懸賞金抽せん権をつけます。その抽せん番号は証書表面またはお取引報告書等（以下「証書表面等」といいます。）に記載のとおりとします。

(2) 睡眠預金等による書替継続停止の場合、抽せん権はつきません。

### 3.（自動継続）

(1) この預金は、証書表面等記載の満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）に店頭に掲示する募集要領による城南夢付き定期預金“スーパードリーム”に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

ただし、満期日に新たな回次の募集を停止している場合には、スーパー定期1年ものにも自動継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 4.（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当店で返却します。

### 5.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面等に記載の利率（継続後の預金については、上記3.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によります。

(4) この預金は満期日の前には解約できません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満

解約日における普通預金利率

B 6か月以上1年未満

約定利率×50%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 6.（懸賞金）

(1) 証書表面等に記載の抽せん番号が当せんしたときは、募集要領に記載の等級に応じた懸賞金を満期日に利息とともに支払います。

(2) この預金の懸賞金は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の懸賞金は、満期日以後にこの預金および利息とともに支払います。

(4) この預金は満期日の前には解約できません。当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合は、懸賞金抽せん権は失効します。ただ



し、抽せん日の翌営業日以後に解約する場合で、証書表面等に記載の抽せん番号が当せんしているときは、懸賞金をこの預金および利息とともに支払います。

## 7. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続(払戻し)を行いません。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為

## 8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 9-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. (印鑑照合)

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、証書、懸賞金抽せん権または懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

- (3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽せん権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。

## 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金証書の記帳があったこと
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りです。）

## 14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経

過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りです。

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りです。

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限りです。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと
- 他の預金に係る最終異動日等

## 15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

ハイパーゆうちょ  
城南変動金利型複利定期預金 “超優貯” 規定

**1. (反社会的勢力との取引拒絶)**

この預金は、第7条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

**2. (預入れ金額)**

この預金の預入れは100万円以上とします。

**3. (預金の支払時期)**

この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

**4. (証券類の受入れ)**

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。

**5. (利率の変更)**

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としたゆうちょ銀行の定額貯金の利率のうち当初預入日からの預入期間に応じた利率に当金庫所定の利率を加える方式により算定（当初の預入日における預入期間に応じた利率を下限金利とします。）するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

**6. (利息)**

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面記載の利率（上記5.により利率を変更したときは、変更後の利率。）によって1か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率により1か月複利の方法（ただし、預入期間が1か月に満たない場合は単利計算）で計算します。
  - A 1か月未満  
解約日における城南ファミリー口座の利率
  - B 1か月以上  
預入期間に応じた利率（上記5.により利率を変更したときは、変更後の利率）
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

**7. (預金の解約等)**

- (1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約を行いません。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

**8. (通知等)**

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

**9. (届出事項の変更、証書の再発行等)**

(1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

**9-2. (成年後見人等の届出)**

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

**10. (印鑑照合)**

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

**11. (譲渡、質入れの禁止)**

(1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

**12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は、別にお渡しした「城南変動金利型複利定期預金“超優貯”のご案内」記載の利率(上記5.により利率を変更したときは、変更後の利率)を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

### 14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

#### 15. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 城南自由金利型定期預金（M型）規定 （城南スーパー定期規定）

### 1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第5条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2.（預金の支払時期）

この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 3.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4.（利息）

- (1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間払利率によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、中間払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間払日における当金庫所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) 預入日の3年後、4年後、5年後、6年後、7年後、8年後、9年後および10年後の応当日を満期日とした複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |



- ② 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| C 1年以上2年未満  | 約定利率×60%       |
- ③ 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×40%       |
| C 2年以上3年未満  | 約定利率×60%       |
- ④ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×20%       |
| C 2年以上4年未満  | 約定利率×40%       |
- 複利型は6か月複利の方法により計算します。
- ⑤ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×20%       |
| C 2年以上3年未満  | 約定利率×30%       |
| D 3年以上5年未満  | 約定利率×40%       |
- 複利型は6か月複利の方法で計算します。
- ⑥ 預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×10%       |
| C 2年以上3年未満  | 約定利率×20%       |
| D 3年以上4年未満  | 約定利率×30%       |
| E 4年以上6年未満  | 約定利率×40%       |
- 複利型は6か月複利の方法で計算します。
- ⑦ 預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×10%       |
| C 2年以上3年未満  | 約定利率×20%       |
| D 3年以上4年未満  | 約定利率×30%       |
| E 4年以上7年未満  | 約定利率×40%       |
- 複利型は6か月複利の方法で計算します。
- ⑧ 預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×10%       |
| C 2年以上3年未満  | 約定利率×20%       |
| D 3年以上4年未満  | 約定利率×30%       |
| E 4年以上8年未満  | 約定利率×40%       |
- 複利型は6か月複利の方法で計算します。
- ⑨ 預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×10%       |
| C 2年以上3年未満  | 約定利率×20%       |
| D 3年以上5年未満  | 約定利率×30%       |

E 5年以上9年未満 約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- ⑩ 預入日の9年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×10%

C 2年以上3年未満 約定利率×20%

D 3年以上6年未満 約定利率×30%

E 6年以上10年未満 約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- ⑪ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×10%

C 2年以上3年未満 約定利率×20%

D 3年以上7年未満 約定利率×30%

E 7年以上10年未満 約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。

- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

- ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

### 6. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 7. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 7-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 10. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記4.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として証書を発行せずまたは通帳に記載しないこととし、次により取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店へ提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。
  - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。

## 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある

るときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
  - (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- 以 上

## 城南自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 （城南自動継続スーパー定期規定）

### 1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第5条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2.（自動継続）

- (1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 3.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（継続後の預金については上記2.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、3年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合は継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。3年超10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合は継続後の預金の利率に100%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息

は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ④ 3年後、4年後、5年後、6年後、7年後、8年後、9年後および10年後の応当日を満期日とした複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法で、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- ⑤ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が多ければ複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%

- ② 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上2年未満	約定利率×60%

- ③ 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上2年未満	約定利率×40%
C 2年以上3年未満	約定利率×60%

- ④ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上2年未満	約定利率×20%
C 2年以上4年未満	約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法により計算します。

- ⑤ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上2年未満	約定利率×20%
C 2年以上3年未満	約定利率×30%
D 3年以上5年未満	約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- ⑥ 預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上2年未満	約定利率×10%
C 2年以上3年未満	約定利率×20%
D 3年以上4年未満	約定利率×30%
E 4年以上6年未満	約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- ⑦ 預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上7年未満	約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- ⑧ 預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上8年未満	約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- ⑨ 預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上5年未満	約定利率×30%
E	5年以上9年未満	約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- ⑩ 預入日の9年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上6年未満	約定利率×30%
E	6年以上10年未満	約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- ⑪ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上7年未満	約定利率×30%
E	7年以上10年未満	約定利率×40%

複利型は6か月複利の方法で計算します。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。

- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員



- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

## 6. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 7. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 7-2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたう場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 10. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記4.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として証書を発行せずまたは通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店へ提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。

## 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が

到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

A. 公告の対象となる預金であるかの該当性

B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の記帳があったこと

⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 前条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるのに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日

- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

#### 14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 城南自由金利型定期預金規定 (城南ジャンボ規定)

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第5条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (預金の支払時期)

この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書表面または通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次にあります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率×30%

C 約定利率 -  $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率－約定利率}) \times (\text{約定日数－預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 5. (預金の解約、書替継続等)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続(払戻し)を行いません。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

#### 6. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 7. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 7-2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 8. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 11. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

## 12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日の

う whichever 遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に 限ります。

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日  
(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發した こと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か 月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知 した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを 除きます。）に 限ります。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停 止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含み ます。）の 対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されているこ とまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるも のに 限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

### 13. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が あると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できる もの と します。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 城南自動継続自由金利型定期預金規定 (城南自動継続ジャンボ規定)

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第5条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書表面または通帳記載の利率(継続後の預金については上記2.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、3年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合は継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。3年超10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合は継続後の預金の利率に100%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間払日に支払います。
  - ② 中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
    - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
    - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
    - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。
  - (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
  - (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」



といえます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率-約定利率×30%

C 約定利率- $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または通帳記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率-約定利率×30%

B 約定利率- $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 5. (預金の解約、書替継続等)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続(払戻し)を行いません。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

#### 6. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 7. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは

証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 7-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金は、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 11. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金  
が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の記帳があったこと
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限り。）
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## 12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
    - 当該事由が生じた期間の末日
    - A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
    - B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
    - 当該支払停止が解除された日
  - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
    - 当該手続が終了した日
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り。）
    - 当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日
  - ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと
    - 他の預金に係る最終異動日等

## 13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。  
以 上

## 期日指定定期預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第5条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間満了日）から証書または通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月を経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満	証書または通帳記載の「2年未満」の利率
② 2年以上	証書または通帳記載の「2年以上」の利率 (以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×20%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×20%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×20%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×40%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×40%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) 証書式の場合、この預金の一部について解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
- (3) この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

#### 6. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 7. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 7-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 8. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第2条第1項および第2項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当

金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 11. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

#### 12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
  - ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを

除きます。)に限ります。

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

### 13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。  
以 上



## 自動継続期日指定定期預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

### 3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
  - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。  
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
  - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

A 1年以上2年未満	証書または通帳記載の「2年未満」の利率
B 2年以上	証書または通帳記載の「2年以上」の利率 (以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満   | 2年以上利率×20%     |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×20%     |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×20%     |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×40%     |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×40%     |

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 6. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) 証書式の場合、この預金の一部について解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
- (3) この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続(払戻し)を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

#### 7. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 8. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。  
なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 8-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第3条第1項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の記帳があったこと
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じた

こと

### 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 前条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

### 14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 城南変動金利定期預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (預金の支払時期)

この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 5. (利息)

- (1) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
  - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書表面または通帳記載の中間利払利率(上記4.により利率を変更したときは、変更後の利率。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
    - A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。
    - B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
  - ② 中間利払日数および証書表面または通帳記載の利率(上記4.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間利払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) 預入日の3年後の応当日を満期日とした複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の利率(上記4.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
  - ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金

額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| c 1年以上2年未満  | 約定利率×60%       |

B 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上2年未満 | 約定利率×40%       |
| c 2年以上3年未満  | 約定利率×60%       |

C 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上2年未満 | 約定利率×20%       |
| c 2年以上3年未満  | 約定利率×40%       |

複利型は6か月複利の方法により計算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 6. (預金の解約、書替継続等)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

## 7. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 8. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 8-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。  
ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該

支払の請求を把握することができる場合に限り、

- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金  
が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいま  
す。）の対象となっている場合に限り、）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

### 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅  
い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについ  
ては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した  
日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を  
経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日  
のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きま  
す。）に限り、
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の  
各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権  
の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日としま  
す。
  - ① 期入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期  
日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと  
当該事由が生じた期間の末日
    - A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
    - B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を発し  
たこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か  
月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知  
した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを  
除きます。）に限り、
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停  
止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含み  
ます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されているこ  
とまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるも  
のに限り、）  
当該入出が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
  - ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

### 14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が  
あると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更でき  
るものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとしま  
す。  
以 上



## 城南自動継続変動金利定期預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。  
ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、またはこの通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 5. (利率)

- (1) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
  - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書表面または通帳記載の中間利払利率(上記4.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
  - ② 中間利払日数および証書表面または通帳記載の利率(上記4.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記2.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) 預入日の3年後の応当日を満期日とした複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の利率(上記4.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記2.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。
- (4) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。な

お、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| c 1年以上2年未満  | 約定利率×60%       |

B 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上2年未満 | 約定利率×40%       |
| c 2年以上3年未満  | 約定利率×60%       |

C 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上2年未満 | 約定利率×20%       |
| c 2年以上3年未満  | 約定利率×40%       |

複利型は6か月複利の方法により計算します。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 6. (預金の解約、書替継続等)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

## 7. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 8. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

(1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 8-2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用す

るものとしします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の記帳があったこと
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限りします。）
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとしします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日としします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

#### 14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 積立定期預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 3. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。

ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |

② 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| C 1年以上2年未満  | 約定利率×60%       |

③ 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合

- |             |                |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×40%       |
| C 2年以上3年未満  | 約定利率×60%       |

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

### 6. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を

求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

## 7. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 8-2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りす。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りす。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りす。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）



B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

#### 14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

## 定期積金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第9条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の受入れをお断りするものとします。

### 2. (掛金の払込み)

(1) この積金は証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳をお差出しください。

(2) この積金は、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの振替により掛金を払込むことができます。この場合は、あらかじめ当金庫所定の書面または申込手続により当金庫に届出てください。

### 3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 5. (払込の遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の利回の割合による延滞利息をいただきます。

### 6. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第2項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ この計算の単位は100円とします。

### 7. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、先払1か月以上のものに限りです。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

### 8. (満期日以後の利息)

満期日後に解約する場合、給付契約金に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算した利息を支払います。

### 9. (解約等)

(1) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この積金を解約することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約を行いません。

(2) 次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

① 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

- ② 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

#### 10. (口座振替)

- (1) 振替日には、指定預金口座から掛金額を自動的に引落とし、この積金へ払込みます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。
- (2) 振替日当日が休日の場合は翌営業日に振替えます。ただし、振替指定日が月末でその日が休日となった場合は前営業日に振替えます。
- (3) 指定預金口座の残高が掛金額に満たないときは、その月の口座振替を行いません。
- (4) 振替日、指定預金口座等を変更する場合は、当金庫所定の書面によって申出てください。
- (5) 指定預金口座が解約された場合は、この口座振替は終了したものととして取扱います。
- (6) この口座振替は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

#### 11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 12-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 13. (印鑑照合)

この通帳、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 15. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して通知

と同時に当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。

- ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ③ 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
  - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
- ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金  
が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

#### 17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したること。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

## 18. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

## 普通預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要するときは、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の受入れ記帳行に記号をもって記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 6. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

### 7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）100円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

### 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 8-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利およびこの通帳は、譲渡、質入れその他の第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

## 11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店へ申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の記帳があったこと
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと（ATMまたはインターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限ります。）
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## 15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日



- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
- 当該事由が生じた期間の末日
- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
- 当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
- 当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）
- 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと
- 他の預金に係る最終異動日等

## 16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- 以 上

## 城南決済用普通預金“あんしん口座”規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要するときは、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の受入れ記帳行に記号をもって記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 6. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

### 7. (利息)

この預金には、利息をつけません。

### 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

### 8-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等

の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利およびこの通帳は、譲渡、質入れその他の第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

#### 11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店へ申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行えるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ本店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の記帳があったこと
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと（ATMまたはインターネットバンキングによるもので当金庫が把握することができる場合に限ります。）
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## 15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日の

う whichever 遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に 限ります。

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發した こと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か 月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知 した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを 除きます。）に 限ります。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停 止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含み ます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されているこ とまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるも のに 限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

## 16. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が あると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できる ものと します。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

# 城南総合口座取引規定

## 1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、城南総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
  - ① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。）
  - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
  - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) この規定において普通預金には、第5条第1項を除き、利息をつけない普通預金を含みます。
- (4) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

## 2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手续を受けたものにかぎります。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口10,000円以上（ただし、中間利息定期預金を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

## 3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

## 4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。なお、この預金の払戻しまたは解約、書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは払戻しまたは解約、書替継続（払戻し）を行いません。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しすることができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

## 5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることできません。

## 6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の金額とします。  
この取引の定期預金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受

入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

#### 7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。  
② 前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

#### 8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落または貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、店頭掲示の城南総合口座貸越利率表記載の貸越利率とします。  
② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。  
③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

#### 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。  
なお、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきに到達したものとみなします。

#### 9-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 11. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくとも、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき
  - ② 相続の開始があったとき
  - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
  - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

## 12. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (3) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

## 13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 14. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
  - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
  - ③ 第1号から第2号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

## 15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。



- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により  
ます。

#### 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた  
場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が  
到来したのとして、相殺することができます。なお、定期預金が第7条第1項第1号によ  
り貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法  
を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当  
店に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、  
新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅  
滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日ま  
でとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知  
が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、  
借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要  
とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用す  
るものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあ  
るときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫  
の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係  
る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由と  
して取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預  
金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該  
支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金  
が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいま  
す。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の記帳があったこと
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと（ATMまたはインターネットバンキングによ  
るもので当金庫が把握することができる場合に限ります。）
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金の異動事由に掲げるいずれかの事由が生じた  
こと

#### 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅  
い日をいうものとします。
- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについ  
ては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した  
日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経

過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りです。

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
- 当該事由が生じた期間の末日
- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發した。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りです。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
- 当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
- 当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限りです。）
- 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと
- 他の預金に係る最終異動日等

#### 19. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

#### 20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 城南ファミリー口座規定（普通預金追加規定）

### 1.（対象口座）

この口座は、当店と所定の取引がある個人の方の普通預金口座を対象とし、申込みにより取扱います。

### 2.（利息）

この口座の利息は、普通預金利率に優遇利率を加えた店頭表示の城南ファミリー口座の利率を適用し計算します。

ただし、一定期間所定の取引項目を満たさない場合には、城南ファミリー口座の取消しを行い、普通預金利率を適用します。

### 3.（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

## 城南ビジネス口座規定（普通預金追加規定）

### 1.（対象口座）

この口座は、当店と所定の取引がある法人、事業先の方の普通預金口座を対象とし、申込みにより取扱います。

### 2.（利息）

この口座の利息は、普通預金利率に優遇利率を加えた店頭表示の城南ビジネス口座の利率を適用し計算します。

ただし、一定期間所定の取引項目を満たさない場合には、城南ビジネス口座の取消しを行い、普通預金利率を適用します。

### 3.（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

## 城南キャッシュカード規定

### 1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した城南キャッシュカードおよび城南シティキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

(1) 当金庫および当金庫が現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合

ただし、法人および団体のキャッシュカードは、当金庫、預入提携先の信用金庫およびゆうちょ銀行の預金機の利用に限り、その他の預入提携先の預金機は利用できません。

(2) 当金庫および当金庫が現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

ただし、法人および団体のキャッシュカードは、当金庫、支払提携先の信用金庫、ゆうちょ銀行およびVIEW ALTTEの支払機の利用に限り、その他の支払提携先の支払機は利用できません。

(3) 当金庫および当金庫が現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。なお、以下「提携先」という場合は支払提携先と振込提携先を含みます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合

(4) その他当金庫所定の取引をする場合

### 2. (預金機による預金の預入れ)

(1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

なお、当金庫の普通預金の場合には、当金庫の預金機に通帳を挿入し、現金を投入して操作することもできます。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

(3) 当該預金口座についてカードによる預入れを行う場合には、あらかじめ口座開設店の窓口にて申込をすることにより「城南現金自動預金機専用通帳」を発行しますので、「城南キャッシュカードご利用明細」を綴り込んで保管してください。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しおよび1か月あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。

(3) 前項にかかわらず、当金庫および提携先の支払機による1日あたりの払戻しまたは1か月あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

(4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

### 4. (振込機による振込)

(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳

および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込および1か月あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込または1か月あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 振込機の案内手順に従って操作し、確認ボタンを押された後は、振込機でのこの振込の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、窓口営業時間内に、振込の操作を行った振込機設置店の窓口に応じ出てください。この場合は、組戻しの手続により処理するものとし、組戻し不能の場合に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### 5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫および預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

#### 6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 7. (預金機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 前項による預入れをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、氏名または名称（代表者名を含む）、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。

#### 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機・支払機および振込機で使用された場合または当金庫の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、その合計金額をもって通帳に記入します。

#### 9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

#### 10. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 当金庫が個人のお客様に発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

- (2) 当金庫が法人のお客様に発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱ったうへは、当金庫および提携先は責任を負いません。

#### 11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 当金庫が個人のお客様に発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しについては、次の各号により取扱います。

① 当該払戻しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- A カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- B 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- C 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

② 前号の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

③ 前2号の規定は、第1号にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

④ 第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

- A 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - a 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
  - b 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
  - c 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- B 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

- (2) 当金庫が法人のお客様に発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第9条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱ったうへは、当金庫および提携先は責任を負いません。

#### 12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

#### 13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預入提携先の預金機、提携先の支払機および振込機を使用した場合の提携先等の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れをする際に、当金庫所定の入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

**15. (解約、カードの利用停止等)**

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

**16. (譲渡、質入れ等の禁止)**

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

**17. (規定の適用)**

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、城南総合口座取引規定、城南決済用普通預金“あんしん口座”規定、本人確認装置による普通預金の払戻しに関する取引規定および振込規定により取扱います。

**18. (規定の変更等)**

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

## 城南ＩＣキャッシュカードについて

### 1. (ＩＣカードの利用範囲)

- (1) ＩＣカードは、この機能の利用が可能な当金庫所定の機器（以下「ＩＣカード対応機器」といいます。）にて利用できます。
- (2) 城南キャッシュカード規定第1条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合によりＩＣカードの利用ができない預金機または支払機を設置している場合があります。この場合、当該預金機または支払機では城南キャッシュカード規定第1条の定めにかかわらず、ＩＣカードは利用できません。

### 2. (支払機による預金の払い戻し)

支払機を利用した預金払戻しにおける1日あたりの払戻しおよび1か月あたりの払戻しは、ＩＣチップの機能を利用した場合と、ＩＣチップの機能を利用しない場合ともそれぞれ当金庫所定の金額の範囲内とします。

### 3. (ＩＣカード対応機器の故障時の取扱い)

ＩＣカード対応機器の故障時には、ＩＣカードの利用はできません。

### 4. (ＩＣチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣカード対応機器においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣカードの利用はできません。この場合、当金庫所定の手続にしたがって、すみやかに当金庫にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣカード対応機器においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

以 上



## 生体認証のご利用について

### 1. (生体認証とは)

- (1) 生体認証とは、当金庫との間の取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、城南ＩＣキャッシュカード（以下「ＩＣカード」といいます。）上のＩＣチップ（以下「ＩＣ」といいます。）に当金庫所定の機器、操作および手続きにより当金庫の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の手のひら静脈パターンを記録（記録した静脈パターンを「生体認証情報」といいます。）し、これを当金庫所定の機器により当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること（以下「生体認証情報の照合」といいます。）により認証を行うものをいいます。
- (2) 生体認証情報の照合は、当金庫との間の取引について当金庫が預金者本人であることの確認（以下「本人確認」といいます。）手段の一つとして使用するものです。当金庫が必要と認める場合は、お取引の種類や状況に応じてＩＣカードの暗証番号の入力その他の本人であることを確認する手段と併せて使用するものとします。
- (3) 生体認証を使用する当金庫との間の取引については原則として本規定の第５条に定めるところによります。

### 2. (生体認証情報の登録)

- (1) 生体認証情報の登録にあたっては、あらかじめＩＣカードの申込が必要となります。
- (2) 生体認証情報は利用者がＩＣカードを持って当金庫所定の窓口にて当金庫所定の書面による申込みを行い、当金庫が申込み内容を確認して、当金庫所定の機器によりＩＣカード上のＩＣに生体認証情報を登録した時から効力が発生します。
- (3) 生体認証情報の登録は、前項の当金庫所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4) 生体認証情報の登録にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当金庫は生体認証情報の登録をお断りすることがあります。

### 3. (取扱店の範囲)

- (1) 生体認証情報の登録、取消は当金庫本店の当金庫所定の窓口にてお取扱いをします。
- (2) 生体認証情報の照合は、当金庫所定の窓口および当金庫所定の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）にてお取扱いをします。

### 4. (生体認証の対象預金)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、ＩＣカードの発行口座となる普通預金口座になります。
- (2) 前項の普通預金口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当金庫所定の書面により届出てください。取消の場合も同様とします。なお、生体認証の対象口座として登録した口座を生体認証対象口座とします。

### 5. (生体認証の利用範囲)

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の預金機で払戻し、各種照会、暗証番号の変更その他当金庫所定の取引をする場合は、生体認証による本人確認を行います。
- (2) その他、当金庫が必要と認めた場合は、生体認証による本人確認を行います。

### 6. (預金の払戻し等および生体認証情報の照合)

- (1) 当金庫所定の預金機で生体認証対象口座の払戻し等の当金庫所定の取引を行う時は当金庫所定の預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にＩＣカードを挿入しご利用ください。
- (2) 第１項の取引について、当金庫は生体認証情報について当金庫所定の機器によって同一性が認定され（以下「生体認証情報の一致」といいます。）、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行います。ただし、預金機で生体認証対象口座の解約は行えません。
- (3) 第２項の規定にかかわらず、当金庫が当金庫所定の機器で生体認証による照合が不可能と判断した場合、当金庫所定の方法で払戻し等をする場合があります。その場合、当金庫が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 7. (カード事故・使用不能時の手続き)

- (1) 生体認証情報を登録したＩＣカードを更改・事故、カード種類の変更、またはＩＣカードの使用不能などにより、新しいＩＣカードに切り替えた場合は、すみやかに新しいＩＣカー

下に生体認証情報の登録手続きを行ってください。

- (2) 前項の場合において、新しいＩＣカードに生体認証情報が登録されるまでの間は、当金庫所定の預金機における第６条第２項の取引について生体認証情報の照合は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引を行います。本取扱いより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 8. (認証装置の障害時の取扱い)

生体認証情報の照合を行う当金庫所定の機器に障害が生じた場合その他相当の事由がある場合は、生体認証対象口座の預金払戻しの受付を一時的に中止する場合があります。また当金庫に故意、重大な過失がない場合は、当金庫は免責されるものとします。

#### 9. (代理人)

- (1) 預金者本人はＩＣカードによる生体認証対象口座の預金の預入れ、払戻し等につき代理人を届出ることができます。
- (2) 前項の場合、代理人は代理人のＩＣカードに代理人の生体認証情報を登録できるものとします。代理人が生体認証情報を登録した場合には、代理人についても本規定を適用します。
- (3) 当金庫所定の手続きにより代理人の生体認証情報を登録した場合、当金庫はＩＣカードに登録された代理人の生体認証情報との照合を行います。
- (4) 代理人の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。
- (5) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人から当金庫所定の届出をしてください。

#### 10. (法人の使用者)

- (1) 預金者本人が法人である場合、預金者本人はＩＣカードによる生体認証対象口座の預金の預入れ、払戻し等につき使用者を届出ることができます。
- (2) 前項の場合、預金者本人はＩＣカードに使用者の生体認証情報を登録できるものとします。使用者が生体認証情報を登録した場合には、使用者についても本規定を適用します。
- (3) 当金庫所定の手続きにより使用者の生体認証情報を登録した場合、当金庫はＩＣカードに登録された代理人の生体認証情報との照合を行います。
- (4) 使用者の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。
- (5) 生体認証による使用者の取引を解約する場合には、預金者本人から当金庫所定の届出をしてください。

#### 11. (生体認証の利用の停止)

以下の場合、生体認証の利用を停止します。

- (1) 本人から生体認証の利用停止の申出があった場合  
本人から生体認証の利用を停止する旨の届出を当金庫が受け、所定の手続きが完了したとき。  
なお、生体認証情報を登録したＩＣカードの紛失やカード種類の変更などにより、新しいＩＣカードに切り替えた場合は、生体認証情報は無効となるものとします。ただし、利用停止の手続きを行わない限り、生体認証は引き続き有効なものとなります。
- (2) 本人からＩＣカードの解約の申出があった場合  
本人からＩＣカードを解約する旨の届出を当金庫が受け、所定の手続きが完了したとき。
- (3) 生体認証対象口座が解約された場合  
預金者本人からのお申し出による他、生体認証対象口座が普通預金規定に基づき解約された場合も含まれます。

#### 12. (適用)

上記に定めのない事項については、「普通預金規定」、「城南総合口座取引規定」、「城南決済用普通預金“あんしん口座”規定」、「城南キャッシュカード規定」ならびに「城南ＩＣキャッシュカードについて」により取扱います。

#### 13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があるものと認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

- (3) また、適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項を承認したものとみなします。

以 上

### **【個人情報保護法関連条項】**

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当金庫が次の目的のためにＩＣカード上のＩＣチップに自己の手のひら静脈パターンを記録・保管することに同意します。

- (1) 生体認証情報は、当金庫所定の機器により、申込者またはその代理人の静脈パターンとＩＣ上の静脈パターンを照合することにより、当金庫との間の取引について当金庫が申込者またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 生体認証を使用する当金庫との間の取引については原則として以下に定めるところによります。
  - ① 生体認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の預金機で、各種照会、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。）、暗証番号の変更その他当金庫所定の取引をする場合。
  - ② 生体認証対象口座の預金に関し、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。）または解約をする場合。
  - ③ その他、当金庫が必要と認めた場合。

## 「印鑑レスサービス」取引規定

### 1. 「印鑑レスサービス」とは

「印鑑レスサービス」とは、当金庫本支店窓口において店頭用タブレットを使用した、預金者本人名義の預金の払戻し（解約および定期預金の一括継続を含みます）にあたり、払戻請求書等への記名押印による手続きによらず、本人確認が可能な当金庫所定の機器（以下「本人確認装置」といいます）を利用した第4条に定める本人確認方法により預金者本人を特定し、預金の払戻し手続きを行うサービスをいいます。

### 2. 利用対象者

「印鑑レスサービス」は、当金庫の普通預金を契約している個人の方で、城南ICキャッシュカード（本人のカードのみとし、代理人カードは除きます。以下「カード」といいます）を発行し、そのカード上のICチップに「手のひら静脈認証情報」を登録済みの方を対象とし、申込みにより取り扱います。

### 3. 取扱店および取扱時間

「印鑑レスサービス」の利用申込みならびに利用停止は、普通預金を契約されている当金庫本支店の営業時間中に所定の窓口にてお取扱いをします。

### 4. 本人確認方法

「印鑑レスサービス」は「本人確認装置」を使用して、手のひら静脈認証情報登録済の「カード」とお客様の手のひら静脈認証情報の照合・一致をもって本人の同一性を確認します。一致確認ができない場合には「印鑑レスサービス」による預金の払戻しを停止させていただきます。

なお、預金の払戻しを受けるにあたり、正当な権限を有することを確認する為、公的書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。

### 5. 利用方法等

#### (1) 払戻しの対象となる預金

「印鑑レスサービス」での払戻しの対象となる預金は、利用申込みをされた当金庫の取引店における利用者ご本人名義の、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金及び積立定期預金に限るものとします。

※普通預金は、「本人確認装置による普通預金の払戻しに関する取引規定」によりお取扱いします。

#### (2) 利用の申込について

当金庫の取引店にて所定の方法によりお申込みください。

#### (3) 申込・利用の制限

① 複数の普通預金を契約され、それぞれについて「手のひら静脈認証情報」が登録されたカードをお持ちの場合でも「印鑑レスサービス」のご利用申込は、1口座のカードしかできません。

② 定期預金・定期積金を取引店以外で払戻しされる場合、取扱いできない場合があります。

#### (4) 利用停止後の取扱い

第9条による利用の停止後は、各預金規定等に則った払戻し手続きにより取り扱います。

### 6. 個人情報等

利用者は「印鑑レスサービス」を利用するにあたり、以下の事項について同意するものとします。

(1) 利用者が、「印鑑レスサービス」の利用を申し込みまたは利用の停止を依頼するときに、当金庫が利用者の個人情報を取得・利用・保存・廃棄すること。

(2) 利用者が、当金庫所定の窓口を用いて当金庫所定の預金の払戻し取引を行うときに、当金庫が利用者の個人情報を取得・利用・廃棄すること。

### 7. カードの管理等

(1) 当金庫は、使用されたカードが、当金庫が利用者ご本人に発行したカードであること、および手のひら静脈認証情報が、カードに登録された手のひら静脈認証情報と一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ、預金の払戻し取引を行います。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。

## 8. 免責事項

当金庫が所定の本人確認方法により利用者と認め、払戻し取引を行ったときは、当金庫はカード・手のひら静脈認証情報につき、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。

## 9. 利用の停止

- (1) 「印鑑レスサービス」の利用は、当事者の一方の都合で通知によりいつでも停止することができます。ただし、当金庫に対する停止の通知は当金庫所定の書面による届け出とします。なお、停止の届け出は当金庫の取引店において停止手続きが終了した時点で有効となります。
- (2) 当金庫が停止の通知を届け出の住所宛てに発信し、その通知が受領拒否等の事由により利用者に到着しなかった場合は通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 利用申込時に登録した普通預金が解約されたとき、その預金の「手のひら静脈認証情報」を登録したカードを当金庫に返却されたときは「印鑑レスサービス」の利用は停止されたものとみなします。
- (4) 利用者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも利用者に連絡することなく、利用を停止することができるものとします。
  - ① 住所変更の届け出が未提出等により、当金庫において利用者の所在が不明となったとき
  - ② 相続の開始があったとき
  - ③ 利用者がこの規定に違反する等、当金庫が利用中止を必要とする相当の事由があったとき

## 10. 障害時の取扱い

本人確認装置に障害が生じたとき、当金庫が本人確認情報を取得できないと判断したとき、その他当金庫が認める相当の事由があるときは、「印鑑レスサービス」の利用を中止する場合があります。この場合、当金庫に故意または重大な過失があるときを除き、当金庫は責任を負わないものとします。

## 11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の預積金に関する各規定、「城南キャッシュカード規定」、「城南 I C キャッシュカードについて」、「生体認証のご利用について」により取り扱います。

## 12. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 本人確認装置による普通預金の払戻しに関する取引規定

### 1. (本人確認装置による普通預金の払戻しとは)

本人確認装置による普通預金の払戻しとは、当金庫本支店窓口での預金者本人名義の普通預金（総合口座取引の普通預金の他、利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）の払戻し（解約を含みます）にあたり、払戻請求書への記名押印に代えて、第4条に定める本人確認が可能な当金庫所定の機器（以下「本人確認装置」といいます）を利用した本人確認方法により、預金者本人を特定し普通預金の払戻し手続きを行うものをいいます。

### 2. (利用対象者)

本人確認装置による普通預金の払戻しは、当金庫の普通預金を契約している個人の方のうち、普通預金について発行した城南キャッシュカード（本人カードのみとし代理人カードは除きます。以下「カード」といいます）をお持ちの方またはあらかじめ普通預金に暗証番号を登録された方が利用対象者となります。

### 3. (取扱店および取扱時間)

本人確認装置による普通預金の払戻しおよび第5条(2)による普通預金への暗証番号の登録ならびに本人確認装置による普通預金の払戻しの利用停止は、当金庫本支店の営業時間中に当金庫所定の窓口にてお取扱いをします。

### 4. (本人確認装置による本人確認方法)

本人確認装置による普通預金の払戻しは、普通預金について発行したカードの有無、またはカードへの手のひら静脈認証情報の登録の有無に応じた次の(1)から(3)の3つの本人確認方法のうち上位の確認方法を優先して適用し、上位の確認方法で払戻し取引ができる場合には、下位の確認方法の適用はいたしません。

なお、普通預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは払戻しを行いません。

(1) 「手のひら静脈認証情報登録済カード」と「手のひら静脈認証情報」による確認  
手のひら静脈認証情報登録済のカードと手のひら静脈認証情報の照合・一致をもって本人の同一性を確認します。

(2) 「カード」と「カード暗証番号」による確認

カードに手のひら静脈認証情報を登録されていないときは、カードとカード暗証番号の照合・一致をもって本人の同一性を確認します。

(3) 「普通預金通帳」と「普通預金に登録した暗証番号」による確認

普通預金について上記(1)(2)のカードの発行がないときに限り、普通預金通帳と、第5条(2)によりあらかじめ当該普通預金に登録した暗証番号の照合・一致をもって本人の同一性を確認します。

(4) 第1項から第3項の取扱いにおいて、当金庫所定の回数を超過して一致確認ができない場合には本人確認装置による普通預金の払戻しを停止させていただきます。

### 5. (利用方法等)

(1) 払戻しの対象となる預金

本人確認装置による普通預金の払戻しの対象となる預金は、カードの発行もしくは暗証番号を登録した利用対象者ご本人名義の当該普通預金（支払制限等のある預金は除きます）に限るものとします。

(2) 利用の申込について

普通預金についてカード（「手のひら静脈認証情報登録済カード」を含む）を発行しているときおよび新たにカード発行の申込みをしたときは、あらためて申込みの手続を行うことなく、お手元のカードにて第4条(1)または(2)の本人確認方法の利用が可能となります。なお、カードの発行がない普通預金で、第4条(3)の本人確認方法での取扱いを希望されるときは、あらかじめ当金庫所定の方法によりお申込みください。

(3) 利用制限について

① カードまたは通帳の使用は、口座名義人本人に限りです。

② 普通預金についてカード（手のひら静脈認証情報登録済のカードを含む）を発行しているときは、当該普通預金を利用した第4条(3)の本人確認方法は利用できません。

③ 普通預金について発行したカードに手のひら静脈認証情報が登録済であるとき、または

カードに新たに手のひら静脈認証情報を登録されたときは、第4条(2)および(3)の本人確認方法は利用できません。

④ 第4条(3)の本人確認方法の利用を申込みれた普通預金について、新たにカードの発行を申込みれたときは、普通預金に登録された暗証番号を取消しさせていただき、カードが発行されるまでの間、本人確認装置による普通預金の払戻しは利用できません。

(4) 利用停止後の取扱い

第9条による利用の停止後は、各預金規定等に則った支払手続きにより取扱います。

#### 6. (個人情報等)

利用者は、本人確認装置による普通預金の払戻しを利用するにあたり、以下の事項について同意するものとします。

- (1) 利用者が、普通預金通帳に本人確認装置による普通預金の払戻しの利用を登録または利用の停止を依頼するときに、当金庫が利用者の個人情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
- (2) 利用者が、当金庫所定の窓口を用いて払戻し、解約等の当金庫所定の預金の払戻し取引を行うときに、当金庫が利用者の個人情報を取得・利用・廃棄すること。

#### 7. (通帳・暗証番号・カードの管理等)

- (1) 当金庫は、使用されたカードまたは普通預金通帳が、当金庫が利用者ご本人に発行したカードまたは普通預金通帳であること、および手のひら静脈認証情報または暗証番号が、登録された手のひら静脈認証情報または届出の暗証番号と一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻し取引を行います。
- (2) 通帳・カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

#### 8. (免責事項)

当金庫が所定の本人確認方法により利用者と認め、払戻し取引を行ったときは、当金庫は通帳・カード・暗証番号情報・手のひら静脈認証情報につき、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。

#### 9. (利用の停止)

- (1) 本人確認装置による普通預金の払戻しの利用は、対象となる普通預金ごとに当事者の一方の都合で通知によりいつでも停止することができます。ただし、当金庫に対する停止の通知は当金庫所定の書面によるものとします。なお、停止の届出は当金庫の停止手続きが終了した時点で有効となります。
- (2) 当金庫が停止の通知を届出の住所にあてて発信したときに、その通知が受領拒否等の理由により利用者には到着しなかった時は通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 対象となる預金が解約されたときは、その口座にかかる本人確認装置による普通預金の払戻しの利用は停止されたものとみなします。
- (4) 利用者に以下の各号の事由が一でも生じた時は、当金庫はいつでも利用者ご連絡することなく、利用を停止することができるものとします。
  - ① 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において利用者の所在が不明となったとき
  - ② 相続の開始があったとき
  - ③ 利用者がこの規定に違反する等、当金庫が利用中止を必要とする相当の事由があったとき

#### 10. (障害時の取扱い)

本人確認装置に障害が生じたとき、当金庫が本人確認情報を取得できないと判断したとき、その他当金庫が認める相当の事由があるときは、本人確認装置による普通預金の払戻しを中止する場合があります。この場合、当金庫に故意または重大な過失があるときをのぞき、当金庫は責任を負わないものとします。

#### 11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の預積金に関する各規定、「城南総合口座取引規定」、「城南決済用普通預金“あんしん口座”規定」、「城南キャッシュカード規定」により取り扱います。

#### 12. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。  
以 上



# デビットカード取引規定

## 第1章 デビットカード取引

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード〔当金庫が城南キャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）等のカード。以下「カード」といいます。〕を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）  
但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

### 2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえ、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
  - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
  - ① 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当金庫が定めた範囲を超える場合
  - ② 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

### 3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図につ

いては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。)に対して引落とされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落とされた預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落とされた預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取り消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落とされた預金の復元をします。加盟店経由で引落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまた加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落とされた預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落とされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため、デビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとしします。

#### 5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合における城南キャッシュカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第9条中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引き落とし」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとしします。

#### 6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとしします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとしします。

## 第2章 キャッシュアウト取引

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「CO加盟店」といいます。)に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下本章において「売買取引」といいます。)および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引(以下「キャッシュアウト取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「対価支払債務」といいます。)を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「COデビット取引」といいます。)については、この章の規定により取扱いします。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「CO直接加盟店」といいます。)であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当金庫が承諾したもの
- ② 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当金庫が承諾したもの
- ③ 規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該

CO 加盟店における CO デビット取引を当金庫が承諾したもの

## 2. (利用方法等)

- (1) カードを CO デビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO 加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者 (CO 加盟店の従業員を含みます。) に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、CO デビット取引を行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 1 回あたりのカードの利用金額が、CO 加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3) 次の場合には、カードを CO デビット取引に利用することはできません。
  - ① 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ② 1 日あたりのカードの利用金額 (カード規定による預金の払戻金額を含みます。) が、当金庫が定めた範囲を超える場合
  - ③ カード (磁気ストライプの電磁的記録を含みます。) が破損している場合
  - ④ その CO 加盟店において CO デビット取引に用いることを当金庫が認めていないカードの提示を受けた場合
  - ⑤ CO デビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO 加盟店が CO デビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、CO デビット取引を行うことはできません。
- (5) CO 加盟店において CO 加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO 加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6) 当金庫が CO デビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、CO デビット取引を行うことはできません。
- (7) CO 加盟店によって、CO デビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

## 3. (CO デビット取引契約等)

前条第 1 項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約 (以下「CO デビット取引契約」といいます。) が成立し、かつ当金庫に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

## 4. (預金の復元等)

- (1) CO デビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、CO デビット契約が解除 (合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合 (売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せて CO デビット取引契約が解消された場合を含みます。) であっても、CO 加盟店以外の第三者 (CO 加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。) に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、CO デビット取引を行った CO 加盟店にカードおよび CO 加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を CO 加盟店経由で請求し、CO 加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文を CO デビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。CO 加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO 加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、CO デビット取引契約の解消は、1 回の CO デビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません (売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかる CO デビット取引契約を解消することもできません)。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。
- (5) COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 5. (COデビット取引に係る情報の提供)

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する必要があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する必要があります。

#### 6. (カード規定の読替)

カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびCOデビット取引をする場合」と、同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第5条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第2条、3条、4条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

### 第3章 公金納付

#### 1. (適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

#### 2. (準用規定等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2. ないし5. を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以 上

## 城南スーパー通知預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 2. (預入れの金額)

この預金の預入れは1口1万円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。

### 3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 第6条第3項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに当店に通知してください。

### 4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、または、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、別にお渡しした「通知預金利率のご案内」記載のお預入れ期間に応じた利率により計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 6. (預金の解約等)

- (1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約を行いません。
- (2) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為

### 7. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 8. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事

項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) この証書またはこの通帳あるいは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、証書または通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 8－2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9. (印鑑照合)

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第3条にかかわらず、この預金は、預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は、別にお渡しした「通知預金利率のご案内」記載の利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金  
が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。

④ この預金  
が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

- A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

## 14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できる

- ものとしてします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとしてします。
- 以 上



## 納税準備預金規定

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 2. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要するときは、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の受入れ記帳行に記号をもって記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 6. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむをえないと認めるときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の当金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4) この預金口座から納税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

### 7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）100円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税目的以外の目的でこの預金を払戻した場合および第12条第2項の規定によりこの預金

を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。

- (3) 前1項の利率は、金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

#### 8. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下「納税貯蓄組合預金」といいます。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は6の(1)にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、7の(2)と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。

#### 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 9-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

#### 12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店へ申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫

の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

### 13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からのこの預金の利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金  
が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の記帳があったこと

### 16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該事由のある預金にあっては、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

当該事由が生じた期間の末日

A. 異動事由（前条第1項各号において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める次項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

- ⑥ 城南総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと

他の預金に係る最終異動日等

## 17.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

# 振 込 規 定

## 1. (適用範囲)

振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

## 2. (振込の依頼)

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。
- ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。
- ③ 当金庫は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。
  - ② 1回および1日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
  - ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金を提携先に開設された預金口座から振替えて振込の依頼をする場合には、依頼人の電話番号も正確に入力してください。
  - ④ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。
- (3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金および振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

## 3. (振込契約の成立)

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) 振込機による場合には、振込契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- (3) 前2項により振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、振込資金領収書、ご利用明細票または振込通帳等（以下「受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

## 4. (振込通知の発信)

振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

- (1) 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- (2) 文書扱いの場合には、依頼日以降3営業日以内に振込通知を発信します。
- (3) 窓口営業時間終了後および当金庫休業日に振込機による振込の依頼を受けた場合には、前2項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。また、文書扱いのときは、依頼日の翌営業日以降3営業日目に振込通知を発信します。

## 5. (証券類による振込)

- (1) 当金庫以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）による振込資金等の受入れはしません。
- (2) 当金庫の本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当金庫が振込資金等とするために証券類の受入れを認めるときは、その旨を表示した受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、

決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当金庫所定の受領書に記名押印のうえ、受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (5) 提出された受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

#### 7. (依頼内容の変更等)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
  - ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の振込・送金訂正依頼書に記名押印のうえ、受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当金庫は、振込・送金訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### 8. (組戻し)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
  - ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の振込・送金組戻依頼書に記名押印のうえ、受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当金庫は、振込・送金組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 組戻しされた振込資金は、振込・送金組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の払戻請求書に記名押印のうえ、受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 前1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### 9. (通知・照会の連絡先)

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

#### 11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

#### 12. (譲渡、質入れの禁止)

受取書等およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

#### 13. (預金規定等の適用)

- (1) 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定および城南キャッシュカード規定等により取扱います。
- (2) 振込資金等を提携先に開設された預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、提携先の定めにより取扱います。

#### 14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

